

入札監理小委員会の審議結果報告

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査業務 (再度入札公告に向けた見直し)」

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成29年4月から平成34年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされていた。

しかし、入札不調となったことから、再度公告入札を行うため、当該民間競争入札の実施要項の変更案について入札監理小委員会にて審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

- ・本事業は、平成21年度から市場化テストを実施（3期目）。
- ・本事業の内容は以下のとおり

① 水質汚濁物質排出量総合調査（隔年）

34,000 事業場（水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場）を対象に事業場の概要、用水量・総排出量、排水濃度、有害物質の使用・製造状況等を郵送又は電子メールにてアンケート調査を実施。

② 水質汚濁防止法等の施行状況調査（毎年）

158 自治体等（都道府県、水質汚濁防止法施行令に定める政令市、海上保安庁）を特定事業場数、自治体等の運用実績等を電子メールにてアンケート調査を実施。

2. 経緯

（1）入札手続

- ・入札公告 平成 29 年 1 月 24 日（火）
- ・入札説明会 平成 29 年 2 月 2 日（木）
- ・企画書提出×切り 平成 29 年 3 月 6 日（月）
- ・開札 平成 29 年 3 月 10 日（金）※実施せず
- ・入札回数 0 回

（2）不調に至った経緯

○平成 29 年度より事業開始予定で平成 29 年 1 月に入札を行ったところ、応札がなく不調となる。

○入札説明会に参加した 3 者からヒアリングしたところ、下記コメントが提出された。

- ・当該業務については、調査票の配布・回収と、水質汚濁防止法の規制対象業種毎の統計解析という異なる専門分野を持ち合わせる二面性があり、双方の専門知識を有する事業者でないと業務実施が困難な印象がある。

- ・特に、約 34,000 枚の調査票を取り扱い、約 2,600 件の問い合わせに応じる（コールセンター等の開設）のはアンケート専門業者の専門分野であり、その後の pH、BOD 等の排水データの統計解析・取りまとめは環境系コンサル会社の専門分野であることから、双方の技術を有する事業者となると限定さ

れる印象にある。

3. 再度公告入札に向けた見直しについて

ヒアリング結果を踏まえ、以下の通り対応する。

- (1) 共同体による参入の許容
- (2) 業務の一部再委託可能であることを明確化
- (3) 入札参加資格の拡大
 - ・ 等級を「役務の提供」の「調査・研究」における「B」、「C」又は「D」から「A」、「B」、「C」又は「D」に拡大
 - ・ 事業資格・実績について、実績を2万件程度の調査票の保存、処理から、2千件程度に緩和
 - ・ 業務の主たる従事者に求めている、「環境計量士（濃度関係）」及び「情報処理技術者試験」等技術系資格を、資格の保有を問わないに変更 等）
- (4) 業務量の削減
 - 紹介対応マニュアル作成の免除、「依頼文」及び「送付用封筒」（約 24,000 枚）は環境省において準備）
- (5) スケジュールの見直し
 - 公告開始から提案書提出までの期間は、現在約1ヶ月半程度であるが、さらに約2週間程度延長する

4. 実施要項の変更（案）の審議結果について

環境省においては、ヒアリング結果を踏まえ、不調・不落到った原因を検討し適切な修正がなされていること（3（1）（2））、更なる参加を促すため、入札参加資格の緩和が検討されていること（3（3））、再入札後のスケジュールについて適切な修正がなされていること（3（5））など、見直しにあたって適切に検討がなされている。

以 上

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況等調査の入札結果及び再度入札公告に向けた見直しについて

平成 29 年 4 月
環 境 省

1. 経緯

(1) 入札手続

- ・ 入札公告 平成 29 年 1 月 24 日（火）
- ・ 入札説明会 平成 29 年 2 月 2 日（木）
- ・ 企画書提出〆切り 平成 29 年 3 月 6 日（月）
- ・ 開札 平成 29 年 3 月 10 日（金）※実施せず

(2) 入札結果及び理由の調査

入札説明会には 3 社の出席があったが、入札への参加表明は 1 社であり、企画書の提出はなく不調となった。

過年度の請負業者及び入札説明会に参加した 3 社に応札しなかった理由を聞き取り調査したところ、以下のとおりであった。

- ・ 当該業務については、調査票の配布・回収と、水質汚濁防止法の規制対象業種毎の統計解析という異なる専門分野を持ち合わせる二面性があり、双方の専門知識を有する事業者でないと業務実施が困難な印象がある。
- ・ 特に、約 34,000 枚の調査票を取り扱い、約 2,600 件の問い合わせに応じる（コールセンター等の開設）のはアンケート専門業者の専門分野であり、その後の pH、BOD 等の排水データの統計解析・取りまとめは環境系コンサル会社の専門分野であることから、双方の技術を有する事業者となると限定される印象にある。

2. 再度入札公告へ向けた見直し

上記と本事業の趣旨である継続的な競争性の確保の観点から、入札参加者を増やすことが必須であると考えられるため、以下の点について実施要項を見直し、再度入札公告を行うこととしたい。

○調査票の配布・回収業務に係る再委任の明記

実施要項（案）2.（2）①ウの（ア）～（キ）の業務（水質汚濁物質排出量総合調査に係る調査票の送付・回収及び問合せ対応等）については、業務の一部が再委任可能であることを明記した。これにより、前述の一方の専門性しか有しない事業者であっても入札に参加しやすい仕様とした。

また、単独で本業務を担うのが困難な場合、共同体での業務参加を認めた。

○業務量の削減

入札に参加可能な事業者を増やすため、本業務遂行に当たり確保される質に影響しないと想定される以下の業務を削減し、民間事業者の負担軽減を図る。

- ・実施要項（案）2.（2）①（オ）の照会対応マニュアルの作成は削除。
- ・2.（5）の「依頼文」及び「送付用封筒」（約 24,000 枚）は環境省において準備を行う。

○入札参加資格の緩和

入札に参加可能な事業者を増やすため、以下の入札参加資格を緩和する。

- ・入札参加資格の等級を「役務の提供」の「調査・研究」における「B」、「C」又は「D」から「A」、「B」、「C」又は「D」に拡大。
- ・実施要項（案）12.（1）①（エ）について水質汚濁防止法に係る研修は削除。
- ・同 12.（1）②アの事業資格・実績について、実績を 2 万件程度の調査票の保存、処理から、2 千件程度に緩和。
- ・本業務の主たる従事者に求めていた、「環境計量士（濃度関係）」及び「情報処理技術者試験」等技術系資格を、資格の保有を問わないに変更。
- ・実施要項（案）イ（ウ）設備・環境について、平均応答時間測定機能を有する電話回線の保有を問わないに変更。

○公告期間の延長

公告開始から提案書提出までの期間は、現在約 1 ヶ月半程度であるが、さらに約 2 週間程度延長する予定である。

3. 今後のスケジュール

- 4 月上旬 入札監理小委員会
- 4 月 21 日 官民競争入札等監理委員会
- 4 月下旬 公告開始
- 6 月下旬 開札
- 6 月下旬 暴力団排除手続
- 7 月上旬 契約の締結